

交通取締りに関する訓令

[最終改正 平成23. 3. 22 京都府警察本部訓令第5号]

(概要)

適正かつ妥当な交通取締りによって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的として、交通取締りに関して必要な事項を定めたものです。